



資料2-1

「県こども計画」の策定に向けた 審議体制について

神奈川県 福祉子どもみらい局
子どもみらい部次世代育成課

1 こども基本法の概要

【令和5年4月1日 こども基本法施行】

☑ こども大綱の策定 (第9条) → 令和5年12月22日閣議決定

- 政府は、こども施策を総合的に推進するため、「こども大綱」を定めなければならない。(第1項)
- また、「こども大綱」は、次に示す既存の大綱を包含するものとする。(第3項)
 - ・少子化社会対策大綱 (少子化社会対策推進法)
 - ・子ども・若者育成支援推進大綱 (子ども・若者育成支援推進法)
 - ・子どもの貧困対策に関する大綱 (子どもの貧困対策の推進に関する法律)

☑ 都道府県こども計画の策定 (第10条)

- 都道府県は、こども大綱を勘案して、「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものとする。(第1項)
- 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。(第4項)

☑ こども等の意見の反映 (第11条)

- 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 こども大綱の概要

根拠

こども基本法（R5年4月施行）。今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定めるもので、既存の3大綱（※）を一元化。

※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

目的

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現

基本的な方針

こども基本法、こどもの権利条約等の理念を**6つの柱に整理**

- ① こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る
- ② こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
- ③ ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**
- ④ **良好な成育環境を確保**、**貧困と格差の解消**
- ⑤ **若い世代の生活の基盤の安定**、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望の実現**
- ⑥ **施策の総合性の確保**

施策に関する重要事項

こども・若者の**ライフステージ別**に記載、子育て当事者への支援についても記載

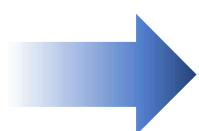
施策推進の必要事項

こども・若者の**社会参画・意見反映**、自治体こども計画の策定促進等

3 県こども計画の策定

<県の既存の関連計画>

計画名（計画期間）	関係法令
かながわ子どもみらいプラン （令和2～6年度）	子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法 母子及び父子並びに寡婦福祉法
神奈川県子どもの貧困対策推進計画 （令和2～6年度）	子どもの貧困対策の推進に関する法律
かながわ子ども・若者支援指針 （令和5～9年度）	子ども・若者育成支援推進法



こども施策に関する既存の計画を統合し、**一体的な計画**としてこども基本法に定める県こども計画を策定



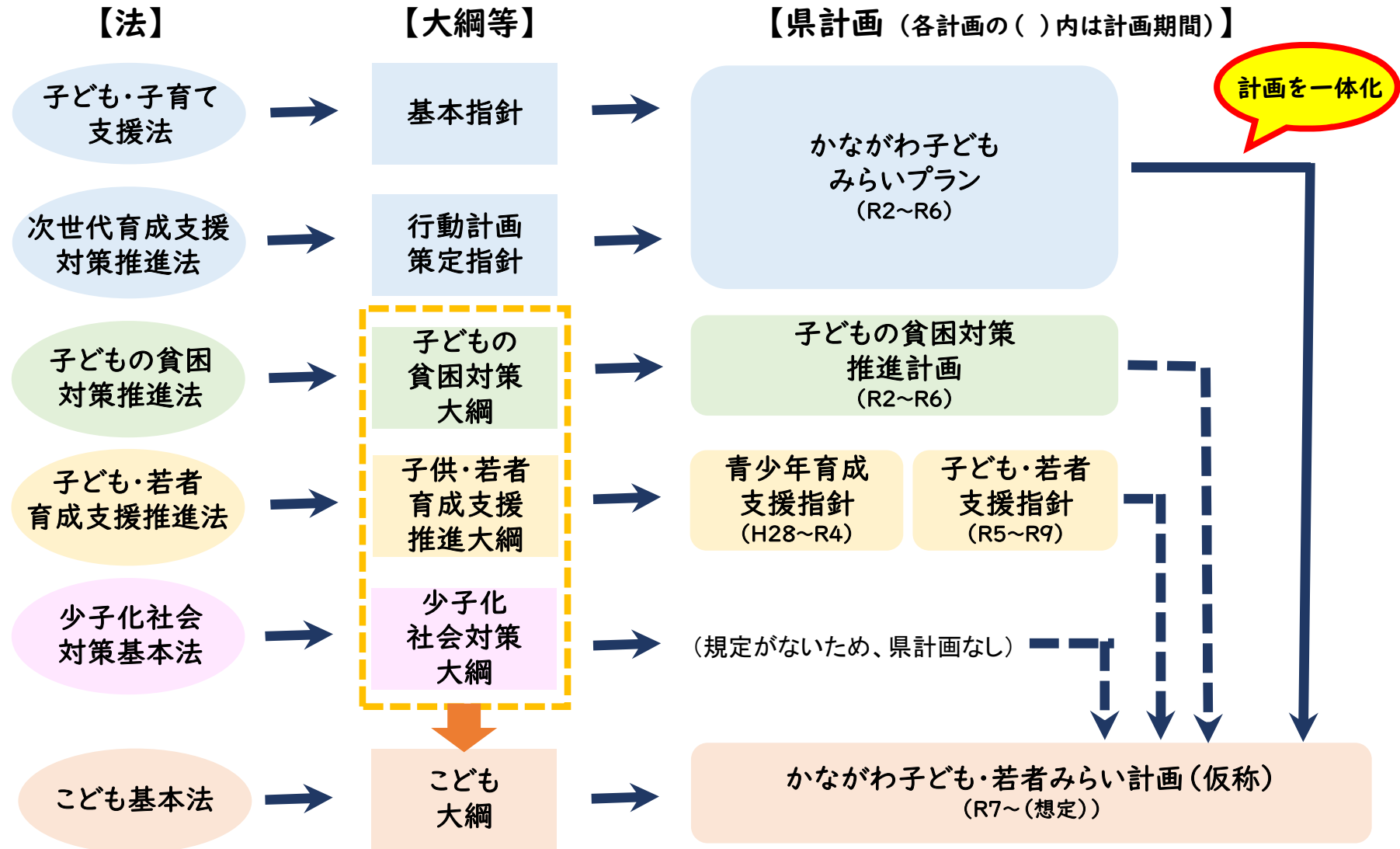
<一体的な計画として策定する場合に期待できる**効果**>

- ・区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺せる
- ・住民にとって一層わかりやすいものとなる など

（こども家庭庁「こども基本法説明資料」より）

3 県子ども計画の策定

「県子ども計画」のイメージ図



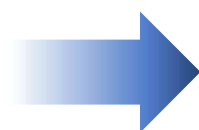
4 新たな審議体制の整備

審議体制再編イメージ図

現在	区分	附属機関等名称 (審議対象の計画)	委員数
	附属機関	神奈川県子ども・子育て会議 (かながわ子どもみらいプラン)	20名
		神奈川県青少年問題協議会 (かながわ子ども・若者支援指針)	12名
	懇話会等	かながわ子ども支援協議会 (神奈川県子どもの貧困対策推進計画)	11名



再編後	区分	附属機関等名称 (審議対象の計画)	委員数
	附属機関	神奈川県子ども・若者施策審議会 (かながわ子ども・若者みらい計画 (仮称))	30名



既存計画の統合に合わせ、審議体制も一体化し、**既存の会議等に替わる新たな審議体**を設置

5 今後の想定スケジュール

項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
こども家庭庁発足 (こども政策推進会議設置)			(R5.4.1) ★		
こども大綱公表			(R5.12.22) ★		
県こども計画策定				計画策定作業	計画期間開始
審議会の状況	子ども・子育て会議(附)	(R3.10.1~R5.9.30)			
	青少年問題協議会(附)		(R4.9.1~R6.3.1)		
	子ども支援協議会(懇)	(R4.4.1~R6.3.1)			
	子ども・若者施策審議会(附)		(R6.3.1) 附属機関条例改正 新条例施行 ★		(R5年度末~R7年度末(想定))

令和6年3月1日をもって廃止
令和6年3月1日をもって廃止

※ 表中の「附」は県の附属機関であることを示し、「懇」は有識者等から意見聴取又は意見交換するための懇話会・協議会等であることを示す。